

総合文化会館使用について（抜粋）

使用終了後

- ・原状回復
 - (1) 使用者は、使用終了後すみやかに室内の整理、清掃をし設備器具等の原状回復をおこない、会館職員の点検を受けて下さい。
- ・修理費の負担
 - (2) 使用者が、使用中に故意又は過失により施設又は設備器具を亡失したり破損した場合は、その修理又は補充に要する費用の全部又は一部を負担して頂きます。

使用上の注意

- ・使用時間の厳守
 - 使用時間は、必ず守ってください。
- ・職員の立ち入り
 - 会館の管理上必要があると認められるときは、職員を立ち入らせていただくことがあります。
- ・厳守事項
 - 使用者は、次に掲げる事項を守っていただくとともに、入場者も周知徹底して下さい。
 - (1) 指定の場所以外で、飲食をし、喫煙し、又は火気の使用をしないで下さい。
 - (2) 許可を受けないで、壁、柱、扉等にはり紙をし、くぎ類を打たないで下さい。
 - (3) 許可を受けないで、看板、旗、懸垂幕等を掲げないで下さい。
 - (4) 許可を受けないで、寄付金の募集を行い、又は物品の販売を行わないで下さい。
 - (5) 申請目的以外の目的に、施設及び器具を使用しないで下さい。
 - (6) 許可を受けないで、設備器具を会館の外に持ち出さないで下さい。
 - (7) 会館には、危険物、不潔な物品及び動物類を持ち込まないで下さい。